

議会改革に関する検討組織の設置について

1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

2 構 成 等

- (1) 委員会は、委員12人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 小委員会は、議会運営委員会条例に規定する会派に属さない議員の出席を求めることができる。

3 作業部会

- (1) 小委員会は、検討事項のうち、情報機器の使用など情報化に関する技術的事項を調査研究するため、作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、委員のうちから小委員長が指名する委員5人をもって構成する。
- (3) 作業部会長は、作業部会に属する委員の互選により選出する。

4 運 営

- (1) 公 開 直接傍聴を行うとともに、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

5 検討事項

府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討